

## 八尾市在宅サービス等継続支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、在宅での介護を必要とする高齢者又は障がい者(児)(以下「高齢者等」という。)を介護する者等(以下「介護者」という。)が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定するものをいい、以下「感染症」という。)により、介護を行うことができなくなった場合において、感染症の濃厚接触者となった当該高齢者等が引き続き介護を受けることができるための支援を行う八尾市在宅サービス等継続支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条に規定する被保険者をいう。
- (2) 障がい者(児) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 事業者 感染症の濃厚接触者または感染者となった高齢者等に対して、在宅生活を継続できるよう訪問介護や居宅介護、重度訪問介護及び訪問看護等(以下「訪問介護サービス等」という。)を提供できることを事前に登録した者をいう。  
なお、在宅生活の場については、障害者総合支援法第28条第2項第6号に規定する共同生活援助に係る共同生活を営む住居を含むものとする。

### (対象者)

第3条 支援事業の対象は、次に定める者に訪問介護サービス等を提供する事業者とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、在宅での介護を必要とする高齢者等で、介護者が感染症に感染したことによる濃厚接触者となり、その結果介護を受けることができなくなった者。
- (2) 本市の区域内に住所を有し、在宅での介護を必要とする高齢者等で、新型コロナウイルス感染者と判定され、一時的に在宅で介護を受けることになった者。(無症状や軽症等により入院に至らず自宅療養となった場合を含む)。

### (事業の内容)

第4条 支援事業は、市の要請により訪問介護サービス等を提供した事業者に対し、実際に

サービス提供を行った一世帯当たり 150,000 円の協力金を給付するものとする。

- 2 前項のほか、必要に応じ市は登録事業者に対し感染防止に係る物資を提供することができる。

#### (利用の登録)

第5条 事業を利用しようとする事業者(以下「申請者」という。)は、市長に対して八尾市在宅サービス等継続支援事業者登録届(様式第1号)による届出を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は口頭により登録を行うことができる。この場合において、申請者は、後日速やかに前項の登録届を提出しなければならない。

#### (登録の有効期間)

第6条 前条の規定による事業者登録の有効期間は、登録を行った日の属する年度末日までとする。ただし、登録の終了日前1か月までに申し出の無い限り、翌年度末まで有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

- 2 やむを得ない事情により、事業者登録を取り消す場合は、登録の取り消しを希望する日の1か月前までに書面をもって市長に届け出るものとする。

#### (利用の申請)

第7条 申請者は、八尾市在宅サービス等継続支援事業利用申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は口頭により申請を行うことができる。この場合において、申請者は、後日速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

#### (利用の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の利用の可否を決定したときは、その旨を八尾市在宅サービス等継続支援事業利用決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

#### (利用の期間)

第9条 事業の利用期間は、前条第2項の規定による利用決定の日から介護者の経過観察期間が終了する日までとする。

#### (協力金の請求)

第10条 第8条第2項の規定による利用の決定を受けた事業者は、前条の利用期間終了後において、協力金の支払を受けようとするときは、八尾市在宅サービス等継続支援事業

協力金請求書(様式第4号)に必要な書類を添付の上、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査の上、相当と認めた場合は、当該請求のあった日から30日以内に、事業者に協力金を支払うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。